

# 小規模事業者持続化補助金

## 小規模事業者の経営ストーリーを後押しする施策<一般型>

申請受付期間（令和3年度内に2回の締切日があります）

<第6回締切日> 令和3年10月1日（金） [当日消印有効]

補助事業期間は、交付決定日～令和4年7月31日（日）

<第7回締切日> 令和4年2月4日（金） [当日消印有効]

補助事業期間は、交付決定日～令和4年11月30日（水）

小規模事業者の経営計画に基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画の作成、その後の販路開拓に取り組む費用を原則補助上限50万円（事業費75万円までは2/3を補助）を補助してくれます

但し、町による特定創業支援を受けた事業者は補助上限100万円で、複数の事業者が連携した共同事業は補助上限1,000万円となります（連携する事業者数により異なる）

### <新規取り組み事例>

- ① 新規顧客などを取り込むため、新しくデリバリーやテイクアウトを始めるための費用やチラシ
- ② スマホ対応のホームページ新規作成やサイト内で購入できる様なホームページ改良
- ③ 新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する
- ④ 買い換えではなく、将来収益性が見込める新しい生産ラインを起こすための機械や設備費用
- ⑤ 集客力を高めるための飲食業、小売業、サービス業店舗改装費用
  - ・飲食店などの店舗内やトイレなどの衛生対策をもって集客をあげるための費用
  - ・お客様のニーズに合ったレイアウト(LED照明、個室、少人数テーブル、掘ごたつ等)に変更
- ⑥ 時代を見越した新商品、新製品を試作するための開発費用や市場調査費用
- ⑦ 販路開拓のための商談会(Web商談会)や見本市への出展(出展費、備品、旅費等)費用
- ⑧ 少子高齢化社会へ対応するための商品改良(少量化、小ロット化)に係る費用
- ⑨ 今まで自社では取り組めなかった工事をブルドーザー、パワーショベル等の作業用機械設備を購入して新しいお客様を取り込む

## ○ 補助対象者(事業所)

(1) 小規模事業者であること(定義については次のとおり)

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 卸売業・小売業          | 常時使用する従業員の数 5人以下  |
| サービス業(宿泊業・娯楽業以外) | 常時使用する従業員の数 5人以下  |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業  | 常時使用する従業員の数 20人以下 |
| 製造業その他           | 常時使用する従業員の数 20人以下 |

(2) 中小企業等協同組合、個人農業者等、医療法人、宗教法人、任意団体等は該当しません

(3) 申請時点で開業届を提出している事業者は補助対象となりますが、申請時点で事業を行っていない創業予定者は、補助対象者に該当しません

(4) 有田郡内の商工会の管轄地域内で事業を営んでいること

※有田市で事業を営んでいる小規模事業者は、原則、紀州有田商工会議所に相談してください

(5) 本事業への応募の前提として、持続的な経営に向けた経営計画を策定していること

(6) 暴力団や暴力団役員及び関与している者は補助金の交付を受ける者として不適当な者となります

## ○必要書類(作成書類はA4サイズ6枚程度)

- ① 小規模事業者持続化補助金申請書(A4が2枚程度)
- ② 経営計画書(A4が3枚程度)
  - 有田郡では計画書作成事前記入シートを準備しています
  - ◇自社の経営状況分析の妥当性  
企業概要、消費者ニーズと市場の動向、製品・サービスや自社の強み。
  - ◇経営方針  
目標と今後のプランの適切性、自社の強みを踏まえているか。  
対象とする市場(商圏)の特性を踏まえているか。
  - ◇補助事業計画の有効性  
具体的で実現可能性が高いもので、補助金ありきの計画ではないか。  
地道な販路開拓を目指し、今後の方針・目標を達成するために有効か。  
小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。  
ITを有効に活用する取り組みが見られるか。
- ③ 補助事業計画書(A4が3枚程度)
  - ◇積算の透明・適切性  
事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なか。  
補助事業で行う事業名・具体的内容・効果、経費明細、資金調達方法、他の補助金に関する実績・採択・申請状況等
- ④ 添付書類  
法人の場合:全部事項証明書(謄本)、貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)  
個人の場合:申告書の写(直近1期分)無き場合は開業届書等
- ⑤ 補助金交付申請書(A4が1枚程度)
- ⑥ 上記の他に商工会が作成した事業支援計画書(商工会支援書)
- ⑦ ①~③を記録したword形式の電子媒体(CD-R・USBメモリ等)

※上記のご相談はお近くの商工会が支援します。

お問合せ先 : 広域商工会有田オレンジ協議会 有田経営支援センター  
湯浅町商工会



住所:有田郡湯浅町湯浅1075-9 湯浅えき蔵1階  
電話:0737-63-3535 FAX:0737-63-3343

広川町商工会

住所:有田郡広川町広658-4  
電話:0737-63-5611 FAX:0737-63-5612

有田川町商工会

住所:有田郡有田川町下津野276-3  
電話:0737-52-5701 FAX:0737-52-2999

※詳しくは、お近くの有田郡内商工会までご相談ください